

泉大津市移住促進ウェブ広告配信業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

泉大津市では、移住・定住を促進するため、本市の魅力や特徴を分かりやすく伝える泉大津市移住・定住特設サイト（以下「特設サイト」という。）の開設や、市の魅力や取組みをSNSで市民に発信してもらう「市民インフルエンサー制度」の創設に加え、YouTubeやInstagram等のSNSを活用した情報発信を実施するなど、市の魅力を積極的に発信してきた。

一方で、移住・定住の促進において、メインターゲットとしている20～30代の子育て世代に絞った効果的な魅力発信ができていないこと、また特設サイトの閲覧数が4月から10月末までで約2,300件となっており、目標とする年間8,000件の閲覧数と大きく乖離していることが課題となっている。

本業務は、引越しを検討している20～30代の人に特設サイトを閲覧してもらい、本市の魅力や特徴的な取組みを知ってもらうことで、本市への転入を促し、持続可能な行政運営を行うことを目的とする。

なお、本業務は、事業者が提供するサービス内容に差異があり、価格だけで事業者を特定することが困難であることから、企画提案を含め総合的に判断するため公募型プロポーザル方式を採用し、事業者を選定する。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

泉大津市移住促進ウェブ広告配信業務

(2) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(3) 業務の内容

別添の泉大津市移住促進ウェブ広告配信業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

3 予算限度額

990,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

4 参加資格

本業務の公募型プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げるすべての条件を満たさなければならない。なお、候補者決定までの間に資格要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和5・6年度の入札参加有資格者名簿に登録されていること。

(3) 泉大津市入札参加有資格者の指名停止等に関する要綱（平成14年制定）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

(4) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続をしていない者であること。

- (5) 泉大津市暴力団排除条例（平成 24 年2月22日条例第 1 号）に規定する入札参加への排除措置を受けていない者であること。
- (6) 過去 5 年間に国（特殊法人等を含む。）又は地方公共団体が発注する本業務の内容と同種の業務を受託し、これを全て誠実に履行した実績を有する者であること。ただし、元請けとして契約した業務に限る。
- (7) 本業務の主担者は、上記(6)の業務において、総括責任者又は主担当者として業務実績のある人員であること。
- (8) 本業務において、十分な業務執行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び本市の指示に迅速かつ柔軟に対応できること。

5 プロポーザル実施スケジュール

公募開始	令和 6 年11月22日（金）
参加表明書提出期間	11月22日（金）～12月10日（火）
質疑書提出期間	11月22日（金）～12月 3 日（火）
質疑書回答日	12月 5 日（木）
企画提案書提出期間	12月12日（木）～12月19日（木）
辞退届提出期限	12月19日（木）
選定委員会（書類審査）実施予定日	12月24日（火）
審査結果通知	12月下旬 予定
契約締結	令和 7 年 1 月初旬 予定

6 参加申込み

「4 参加資格」を満たし、本業務に係るプロポーザルに参加を希望する場合は、下記の必要書類を提出すること。

なお、参加表明書の提出がない場合は、企画提案書は受け付けない。

(1) 提出書類

書類	紙媒体	PDF
ア 参加表明書（様式 1）	1 部	各 1 部
イ 会社概要書（様式 2）	1 部	
ウ 業務実績書（様式 3）	1 部	

業務実績書に記載の契約案件に係る契約書の写しを添付すること（添付する契約書に開示できない項目がある場合は、当該部分を黒塗りして提出すること。）。

(2) 提出期間

令和6年11月22日（金）午前9時～12月10日（火）午後5時（必着）

(3) 提出方法及び提出先

下記のア及びイの両方を提出すること。

ア 紙媒体

持参又は郵送により提出すること。

（〒595-8686 泉大津市東雲町9-12 泉大津市秘書広報課）

イ PDF

電子メールにより提出すること。

（秘書広報課メールアドレス kouhou@city.izumiotsu.osaka.jp）

(4) 参加の承認

参加承認の可否は、令和6年12月12日（木）に参加表明書に記載された担当者に電子メールで通知する。

(5) 質疑及び回答

このプロポーザルに関して質問がある場合は、「質疑書（様式4）」を提出すること。

ア 提出期間

令和6年11月22日（金）～12月3日（火）

イ 提出方法

（ア） 質疑書（様式4）に質疑内容等の必要事項を記載し、電子メールに添付のうえ「秘書広報課」へ提出すること。

（秘書広報課メールアドレス kouhou@city.izumiotsu.osaka.jp）

（イ） 電子メールの件名は、【プロポーザルに関する質問（会社名）】とすること。

（ウ） 電子メール以外での質問には回答しないものとする。

ウ 質疑への回答

令和6年12月5日（木）に泉大津市ホームページに掲載する。なお、個別には回答しない。

7 企画提案

(1) 提出書類

書類	紙媒体	PDF
ア 企画提案提出書（様式5）	1部	各1部
イ 企画提案書（任意様式）	6部	
ウ 見積書（任意様式）	1部	

(2) 提出書類の規格

A4版両面カラー（文字サイズ11.0ポイント以上）で20ページ以内（表紙や目次を除く）とする。

- ア 提案書の提出は、1者につき1案とする。
 - イ 見積書における合計金額は、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込み価格を記載すること。
 - ウ 会社名、ロゴマーク等、作成者が特定される表示は一切しないこと。
- (3) 提出方法及び提出先
「6 参加申込み」の「(3) 提出方法及び提出先」と同様とする。
- (4) 提出期間
令和6年12月12日（木）午前9時～12月19日（木）午後5時（必着）
※なお、提出期限までに企画提案書の提出がない場合は、辞退したものとする。
- (5) 提出書類作成の留意事項
- ア 仕様書等を熟読し、業務目的達成のために必要な事項を漏れなく記載すること。
 - イ 提出された企画提案に関する書類の修正及び変更は認めない。
 - ウ 提出された企画提案に関する書類は返却しない。

8 契約候補者の選定方法

(1) 選定方法

契約候補者の選定は、泉大津市プロポーザル審査委員会設置条例に基づき設置される『泉大津市移住促進ウェブ広告配信業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）』の審査において、次により決定する。

なお、企画提案者が1者の場合でも審査を行うが、評価点の合計が満点の6割に満たない場合は、契約候補者として選定しない。

ア 審査は、企画提案書、見積書を審査基準に基づいて書面で行い、最も高い評価を得た提案者を契約の候補者とする。

イ 最高点の企画提案者が複数であった場合は、審査委員会の議決により、契約候補者を決定する。

ウ 審査における評価、採点についての異議は受け付けない。

(2) 結果通知について

令和6年12月下旬に参加者へ審査結果を通知する。

(3) プロポーザルの審査結果の公表について

前述の審査を経て、契約候補者として特定した者についての名称と、本プロポーザルの審査における評価結果を、泉大津市ホームページで公開する。

9 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「4 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積金額が予算限度額を超えた場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (5) 企画提案者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会が失格と認めた場合

(6) 企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

10 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とする。

11 プロポーザルの中止等

やむを得ない理由等により、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消す場合がある。

その場合においては、プロポーザルに要した経費を市に請求することができないものとする。

12 契約について

(1) 契約方法

ア 審査委員会で選定された最も高い評価を得た提案者（最優秀提案事業者）を、本業務の契約候補者（随意契約）とする。

イ 契約は、本市が設定する予算限度額の範囲内で、契約候補者と交渉のうえ締結する。

ウ 契約候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかった場合又は契約候補者の本提案における失格事項、若しくは、不正と認められる行為が判明した場合は、本市が設定する予算限度額の範囲内で、次の順位の者と交渉する。

(2) 契約内容の調整、仕様書の確定

契約候補者と市が業務内容等の調整を行い、仕様書を確定する。契約内容は、仕様書、質疑回答書及び企画提案書に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出すること。

(4) 契約保証金

契約保証金額は、契約金額の100分の10以上の額（現金又は市が定めた有価証券とする。）を納付する。ただし、泉大津市財務規則（昭和44年4月1日規則第7号）第116条各号のいずれかに該当するときは、これを免除することができる。

13 その他

(1) 本件プロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、泉大津市情報公開条例（平成10年3月12日条例第10号）に基づき、提出書類等を公開する場合がある。

(2) 参加申込み後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を令和6年12月19日（木）までに、秘書広報課へ提出すること。辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益を受けることはない。

14 問合せ先

〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号

泉大津市市長公室秘書広報課

TEL : 0725-33-1131 (代表)

E-mail : kouhou@city.izumiotsu.osaka.jp

附 則

この要領は、令和6年11月22日から施行し、業者選定後、契約を締結した翌日をもってその効力を失う。